工場の敷地建物器具機械一切を前事業主（元山正助）に賣渡
解決條件
月一日より平常通就業することゝなつたのである。
かく決の條件を以て解決することゝなり從業員側に於ても七
者を以つて更に前事業主に經營方交渉を爲したる結果、謝
本事業讓受人たる松本竹雄は事業經續困難なる故へ、仲介
十、總選進に解決狀況
生し遂に六月二十九日より全員同盟罷業をなしたのである。
そこで右事情を知つた從業員一同は工場經營に對する不安を
主に經營せしめんとしたるも拒絶せらるゝに至つた。
之に亦事業經營の困難なるを覺り仲介者の手に依り再び前事業
人に當てたが、六月二十七日右管理人が行方を晦したので、
こる、商人は福岡に於ける自己の吳服東賣出張員を工場管理

し其の代金として一ケ月八拾圓毎月末の支拂とし六ケ年を以て皆濟とすること。（七月二日契約をなす）